# 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面および広告規制文言における 記載内容不足のお詫びと訂正のお知らせ

2019 年 7 月 8 日 プルデンシャル生命保険株式会社

このたび、「外貨建保険」および「変額保険」にお申込みいただいたお客さまなどにお渡 しする標記書面について、記載すべき内容が不足していることが判明いたしました。本件の 概要と対応につきまして、下記の通りご報告申し上げますとともに、記載内容を訂正いたし ます。このような事態が発生し、お客さまにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し 上げます。

なお、この記載すべき内容の不足は、すでにお渡ししております保険証券や保険設計書等に記載されている金額、および当社からお客さまへお支払した金額等に変更を生じさせるものではなく、保障内容を始めとするご契約内容の変更はございません。また、お客さまにおいてお手続きいただく必要はございません。

## 1. 概要、経緯

当社が「外貨建保険」および「変額保険」にお申込みいただいたお客さまなどに交付する 書面の中で、法令で定められている記載事項の記載が一部不足していることが確認されま した。

該当する書面は、お申込み手続きの際に営業社員が直接お渡しする「契約締結前交付書面」、保険証券に同封してお渡しする「契約締結時交付書面」、および保険業法により準用される金融商品取引法における広告規制に該当するお客さま向けの書面です。不足内容は、お支払いいただく保険料の中にはご契約にかかる諸費用が含まれている旨等の記載となります(詳細は、5. 訂正内容をご参照ください)。

なお、営業社員から保障内容をご説明する過程において、金額も含めたより具体的な内容 について保険設計書を用いて確認させていただいており、保険証券に記載されている保険 料や解約返戻金額などのお客さまに提示した金額や、既にお客さまにお支払いした金額等 への影響はございません。

本件は、新たな保険商品の検討に際して上記資料を確認する中で判明いたしました。お申込日が2007年9月30日から2019年6月6日までの外貨建保険および変額保険の約73.5万契約者(すでに解約、失効した契約などを含む)が対象となります。

# 2. 今後の対応

事態の判明までに長期間を要したことを深刻に受けとめ、原因調査と再発防止策の検討を進めてまいります。

対象となるお客さまには、改めてお詫び状や本来お渡しすべき資料を送付させていただきます。順次発送の手配を進めておりますが、お手元に資料が届くまでに時間を要してしまうお客さまもいらっしゃいます。送付予定の資料については当社ホームページ上にも掲示いたしておりますので、そちらからご覧いただくことも可能です(5. 訂正内容にリンク先を掲示しています)。

今回の対応に伴い、お客さまに新たなお手続き等は一切発生いたしませんが、ご不明な点 やご不安な点がございましたら、カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。

お客さまにご心配とご迷惑をおかけしますことを重ねてお詫び申し上げますとともに、 今後、同様の事象が発生しないよう一層の業務体制強化に努めてまいります。

#### 【お問い合わせ先】

プルデンシャル生命保険株式会社

カスタマーサービスセンター

電話: 0120-810740 (通話料無料)

[営業時間] 平日 9:00~18:00 土日 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)

#### 3. 対象となる保険種類

#### 【現在も販売中の商品】

	· · -
外貨建保険	米国ドル建終身保険
	米国ドル建年金支払型特殊養老保険
	米国ドル建年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)
	米国ドル建介護終身保険(認知症加算型)
	米国ドル建特別終身保険(無告知型)(生存保険金特則付)
	米国ドル建平準定期保険
変額保険	変額保険(終身型)

# 【現在販売を停止している商品】

外貨建保険	ユーロ建終身保険
	米国ドル建養老保険
	ユーロ建養老保険
	ユーロ建年金支払型特殊養老保険
変額保険	変額年金保険(最低年金原資保証型)

## 4. 訂正対象の資料および訂正箇所

- (1) 「契約締結前交付書面」に該当する以下の文書等 お申込み手続きの際に営業社員が直接お渡しする資料であり、以下の文書などが該当し ます。
  - ・「特に重要なお知らせ 注意喚起情報〈外貨建保険・変額保険〉」
- (2) 「契約締結時交付書面」

保険証券に同封してお渡しする資料であり、以下の文書などが該当します。

- ・「ご契約締結時における大切なお知らせ(外貨建保険)」
- ・「ご契約締結時における大切なお知らせ(変額保険)」
- (3) 保険業法により準用される金融商品取引法における広告規制に該当するお客さま向け 文書等の手数料等に関する記載 ご契約のしおり、パンフレット、販売資料等を含むお客さま向け文書が該当します。

#### 5. 訂正内容

法令で定められている記載事項のうち記載が不足していた項目は、費用の項目の列記、その費用の項目(保険関係費用、年金で受け取る場合の費用、解約控除等)および各費用の数値または計算方法(算出にあたってご契約の内容等により一律の数値や算出方法を記載することが困難な費用については、その数値や計算方法を記載することができない旨)となります。

「外貨建保険」と「変額保険」それぞれについての訂正内容を次頁以降でご説明します(現在販売中の商品の2019年6月時点の記載になります)。

契約締結 <u>前</u> 交付書面の不足事項	概要
外貨建保険	
/	
■諸費用について	諸費用の合計額
ご契約にかかる費用の合計額は、「保険関係費用」「外貨のお取扱いによる費	
用」「年金で受け取る場合の費用」「解約控除」を合算した額となります。なお、	
これらの費用の一部は将来変更される場合があります。	
【保険関係費用】	費用の項目:保険関係
・お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保	費用
障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が責任準備金等として将来	
の保険金などのお支払いに備えて積み立てられます。また、ご契約後も定期的	
に保険契約の締結・維持、死亡保障等に係る費用等が控除されます。なお、こ	
れらの費用については、契約年齢・性別・保険金額等によって異なるため、そ	
の数値や計算方法を記載することができません。	
【年金で受け取る場合の費用】	費用の項目:年金で受
・年金開始日以後、受取年金額に対して 1.0% (2019 年 6 月現在)を年金受取	け取る場合の費用
日の責任準備金・積立金より控除します。	
・特約を付加することにより、保険金・解約返戻金を年金で受け取る場合、年	
金開始日以後、受取年金額に対して 1.0% (2019 年 6 月現在) を年金受取日の	
年金原資より控除します。	
【解約控除】	費用の項目:解約控除
・契約日から 10 年未満*かつ保険料払込期間中に解約・減額等をした場合、取	
扱日の責任準備金・積立金から経過年数に応じた所定の金額(解約控除)を控	
除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契約年齢・性	
別・保険料払込期間・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計	
算方法を記載することができません。	
*次の保険種類については「5年未満」と読み替えます:米国ドル建平準定期保	
険	
変額保険	
■諸費用について	諸費用の合計額
ご契約にかかる費用の合計額は、「保険関係費用」「運用関係費用」「年金で受	
け取る場合の費用」「解約控除」を合算した額となります。なお、これらの費用	
の一部は将来変更される場合があります。	

契約締結 <u>前</u> 交付書面の不足事項	概要
【保険関係費用】	費用の項目:保険関係
・お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保	費用
障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されま	
す。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障等に係る費用	
等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異な	
り、保険期間中も変動するため、その数値や計算方法を記載することができま	
せん。	
【運用関係費用】	費用の項目:運用関係
・各特別勘定から特別勘定の運用により発生する費用等が控除されます。信託	費用
事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金がかかり、	
お客様が間接的にこれらの費用を負担していることになります。また、これら	
の費用は発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することがで	
きません。	
【年金で受け取る場合の費用】	費用の項目:年金で受
・特約を付加することにより、保険金・解約返戻金を年金で受け取る場合、年	け取る場合の費用
金開始日以後、受取年金額に対して 1.0% (2019 年 6 月現在) を年金受取日の	
年金原資より控除します。	
【解約控除】	費用の項目:解約控除
・契約日から 10 年未満かつ保険料払込期間中に解約・減額等をした場合、計	
算基準日の前日末における積立金額から、経過年数に応じた所定の金額(解約	
控除)を控除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契	
約年齢・性別・保険料払込期間・保険金額等により契約ごとに異なるため、そ	
の数値や計算方法を記載することができません。	

契約締結 <u>時</u> 交付書面の不足事項	概要
外貨建保険	
■諸費用について	諸費用の合計額
ご契約にかかる費用の合計額は、「保険関係費用」「外貨のお取扱いによる費用」	
「年金で受け取る場合の費用」「解約控除」を合算した額となります。なお、こ	
れらの費用の一部は将来変更される場合があります。	
【保険関係費用】	費用の項目:保険関係
お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障	費用
等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が責任準備金等として将来の	
保険金などのお支払いに備えて積み立てられます。また、ご契約後も定期的に	
保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等が控除されます。なお、これ	
らの費用については、契約年齢・性別・保険金額等によって異なるため、その	
数値や計算方法を記載することができません。	
【年金で受け取る場合の費用】	費用の項目:年金で受
・年金開始日以後、受取年金額に対して 1.0% (2019 年 6 月現在) を年金受取	け取る場合の費用
日の責任準備金・積立金より控除します。	
・特約を付加することにより、保険金・解約返戻金を年金で受け取る場合、年	
金開始日以後、受取年金額に対して 1.0% (2019 年 6 月現在) を年金受取日の	
年金原資より控除します。	
【解約控除】	費用の項目:解約控除
・契約日から10年未満*かつ保険料払込期間中に解約・減額等をした場合、取	
扱日の責任準備金・積立金から経過年数に応じた所定の金額(解約控除)を控	
除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契約年齢・性	
別・保険料払込期間・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計	
算方法を記載することができません。	
*次の保険種類については「5年未満」と読み替えます:米国ドル建平準定期保	
険	
変額保険	
■諸費用について	諸費用の合計額
ご契約にかかる費用の合計額は、「保険関係費用」「運用関係費用」「年金で受け	
取る場合の費用」「解約控除」を合算した額となります。なお、これらの費用の	

契約締結 <u>時</u> 交付書面の不足事項	概要
一部は将来変更される場合があります。	
【年金で受け取る場合の費用】	費用の項目:年金で受
・特約を付加することにより、保険金・解約返戻金を年金で受け取る場合、年	け取る場合の費用
金開始日以後、受取年金額に対して 1.0% (2019 年 6 月現在) を年金受取日の	
年金原資より控除します。	
【解約控除】	費用の項目:解約控除
・契約日から 10 年未満かつ保険料払込期間中に解約・減額等をした場合、計	
算基準日の前日末における積立金額から、経過年数に応じた所定の金額(解約	
控除)を控除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契	
約年齢・性別・保険料払込期間・保険金額等により契約ごとに異なるため、そ	
の数値や計算方法を記載することができません。	

準用金融商品取引法における広告規制に該当する文言の不足事項	概要
は 4℃4×12 10~12 8日ナップング	
外貨建保険に関するご注意	
■ご契約に係る諸費用	諸費用の合計額
本商品に係る諸費用の合計額は「保険関係費用」「外貨のお取扱いに関する費	
用」「年金で受け取る場合の費用」「解約控除」を合算した額となります。	
【保険関係費用】	費用の項目:保険関係
お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保	費用
障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が責任準備金等として将来	
の保険金などのお支払いに備えて積み立てられます。また、ご契約後も定期的	
に保険契約の締結・維持、死亡保障等に係る費用等が控除されます。なお、こ	
れらの費用については、契約年齢・性別・保険金額等によって異なるため、そ	
の数値や計算方法を記載することができません。	
【年金で受け取る場合の費用】	費用の項目:年金で受
年金開始日以後、受取年金額に対して 1.0% (2019 年 6 月現在) を年金受取	け取る場合の費用
日の責任準備金・積立金より控除します。特約を付加することにより、保険金・	
解約返戻金を年金で受け取る場合、年金開始日以後、受取年金額に対して 1.0%	
(2019年6月現在)を年金受取日の年金原資より控除します。	
【解約控除】	費用の項目:解約控除
契約日から 10 年未満*かつ保険料払込期間中に解約・減額等をした場合、取扱	
日の責任準備金・積立金から経過年数に応じた所定の金額(解約控除)を控除	
した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契約年齢・性別・	
保険料払込期間・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方	
法を記載することができません。	
*次の保険種類については「5年未満」と読み替えます:米国ドル建平準定期保	
険	
変額保険に関するご注意	
■ご契約に係る諸費用	諸費用の合計額
本商品に係る諸費用の合計額は「保険関係費用」「運用関係費用」「年金で受	
け取る場合の費用」「解約控除」を合算した額となります。	
【年金で受け取る場合の費用】	費用の項目:年金で受
特約を付加することにより、保険金・解約返戻金を年金で受け取る場合、年	け取る場合の費用
金開始日以後、受取年金額に対して 1.0% (2019 年 6 月現在) を年金受取日の	

準用金融商品取引法における広告規制に該当する文言の不足事項	概要
年金原資より控除します。	
【解約控除】	費用の項目:解約控除
契約日から 10 年未満かつ保険料払込期間中に解約・減額等をした場合、計	
算基準日の前日末における積立金額から、経過年数に応じた所定の金額(解約	
控除)を控除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契	
約年齢・性別・保険料払込期間・保険金額等により契約ごとに異なるため、そ	
の数値や計算方法を記載することができません。	

※上記の表は、金融商品取引法で定められている項目に対する差異を記載しております。お客さまには、2019年6月時点で販売を停止している商品を含め、上記に加えてより分かりやすい表現を追記した資料を送付させていただきます。

- ・変額年金保険(最低年金原資保証型)以外の資料(訂正内容)は こちら
- ・変額年金保険(最低年金原資保証型)の資料(訂正内容)はこちら

以上